

## 江南市協働のまちづくり推進協議会設置要綱

### (目的)

第1条 市民の自主的、自発的な市民活動を推進し、市民及び地域の多様な主体との協働によるまちづくりを全市的かつ総合的に進めるため、江南市協働のまちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協働のまちづくりに係る事業の調整等に関すること。
- (2) 市民活動団体等のネットワークの構築に関すること。
- (3) 市民活動推進施策の調査、研究、提言に関すること。
- (4) 市民協働及び市民活動に係る公募型補助事業の審査・評価等に関すること。
- (5) 協働の拡大に向けての提言等に関すること。
- (6) 江南市地域交流センターの管理運営についての協議に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、協働のまちづくりの推進に関すること。

### (組織)

第3条 協議会は、10人以内の委員で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 満18歳以上の者で市内に在住、在勤又は在学している者であって公募に応じた者
- (3) 市内に事務所を置く又は市内で活動する市民活動団体の関係者
- (4) 各種団体の関係者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

3 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長)

第4条 協議会に会長を置き、会長は、委員のうち学識経験を有する者をもって

充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、企画部企画課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年6月23日から施行する。

(江南市市民協働・市民活動推進協議会設置要綱の廃止)

2 江南市市民協働・市民活動推進協議会設置要綱（平成20年4月9日制定）は、令和5年9月20日限り、廃止する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。